様式第27の３（第７条の５関係）

［略］

注１　二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備ごとに別葉とすること。

［２　略］

３　「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

［４・５　略］

様式第28（第８条関係）

第１表

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号

番号区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)								番号未使用数			番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	合計
		(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信サービス	(3)うちＩＰ電話	(4)うちダイヤルイン番号使用数	(5)うち利用者から見えない形で使用されるものの数	うち卸提供数	うち電話転送役務の数		うち卸提供数	うち永続的に使用予定のないものの数			

３　「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。

４　報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第27の３（第７条の５関係）

［同左］

注１　二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備ごとに別葉とすること。

［２　同左］

３　「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

［４・５　同左］

様式第28（第８条関係）

第１表

電気通信番号の使用状況報告（０ＡＢ～Ｊ番号）

年３月31日現在

事業者名

番号区画		番号使用数					番号未使用数	番号休止数	合計
		うちアナログ電話	うち総合デジタル通信サービス	うちＩＰ電話	うちダイヤルイン番号使用数	うち番号ポータビリティ使用数			
合計									

注１　電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「番号区画」の欄は、総務大臣が告示で定める番号区画ごとの区分に従い記載すること。